

チャールス・リバーは、倫理的に、責任と誠意をもって事業活動を行うことに尽力しており、サプライヤーの皆様にも同様の取り組みを期待しています。本「サプライヤー行動規範」は、貴社ならびに貴社の従業員の皆様にこのような倫理的基準を維持していただくための具体的なガイドラインを定めるものです。



CHARLES RIVER 实验室 国际公司

サプライヤー行動規範

最も大切なのはチームワークです。

チャールス・リバーの掲げる目標は、決して当社が単独で達成できるものではなく、サプライヤー、ベンダー、契約業者、コンサルタントそして代理業者の皆様のご協力が必要です。当社では、皆様をチャールス・リバー・チームの一員とみなしており、皆様にもチャールス・リバーの価値観を守っていただけることを期待しています。

サプライヤー行動規範プログラムの要素

概要

サプライヤーには、適用されるすべての法律、規則、規制および本書に定める基準を順守することが期待されます。本「サプライヤー行動規範」は、チャールス・リバーにとり特に重要な法的・倫理的事項と業務上の要件に重点を置いています。サプライヤーの活動またはサプライヤーとチャールス・リバーの関係に適用されるすべての法律と基準を網羅するものではありません。

倫理およびコンプライアンス。

サプライヤーには、最高レベルの倫理基準に従って事業活動を行い、誠実に行動することが期待されます。

法令順守。サプライヤーは、事業を行う国のあらゆる法律と規制に従うものとします。

贈収賄防止/腐敗防止。サプライヤーは、いかなる形態であっても贈収賄、腐敗行為、強要・恐喝または着服に関与してはなりません。サプライヤーは、適用されるすべての腐敗防止法または規制を順守するものとします。サプライヤーは、取引関係または政府との関係において、賄賂またはリベートを授受したり、その他の違法な誘因に関与したりしてはなりません。

公正な商慣行。サプライヤーは、販売と広告において公正なビジネススタンダードを守るものとします。サプライヤーは、適用される公正競争法および反トラスト法を順守して事業活動を行うものとします。

情報の開示。サプライヤーは、その事業活動、財政状況および業績に関する情報を、適用される法律と規制に従って、正確に記録および開示するものとします。サプライヤーは、適用される法律、規制および会計処理上の要件に従って帳簿と財務記録をつけ、一般に認められる会計慣行に従うものとします。

秘密情報。サプライヤーは、秘密情報の保管、送信、保護、開示および使用について、適用される法律と契約上の要件に従うものとします。秘密情報には、あらゆる個人に関する個人データおよび当社の秘密情報（非公開の財務計画、事業計画、標準作業手順書、新規または改善された製品、サービスまたはプロセス、価格設定、マーケティング戦略、顧客リストなど）、知的財産権（特許、商標、著作権、企業秘密など）、および革新的なアイデアが含まれますが、これらに限定されません。

サプライチェーン。サプライヤーは、該当する場合、経済協力開発機構の紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュ・デュー・ディリジェンス・ガイダンス（Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas、<http://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm>）に従って合理的かつ実践的に行動し、サプライヤーのサプライチェーンにおいて責任ある調達活動を行い、チャールス・リバーが紛争鉱物の出所と加工・流通過程の管理について求められた場合に正確な報告ができるよう、チャールス・リバーの要請に応じ情報を提供するものとします。

政府。サプライヤーは、政府が出資するプログラムまたは契約への参加資格を喪失するような制裁、除外その他の出来事があった場合、それを開示するものとします。

食品と薬品の検査。サプライヤーの活動に食品または薬品の検査が含まれる場合、サプライヤーは適用されるすべての食品、薬品または化粧品関連の法律を順守するものとします。これには、米国連邦食品・医薬品・化粧品法および日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）のガイドラインが含まれますが、これらに限定されません。

動物福祉。サプライヤーの活動に動物の使用が含まれる場合、サプライヤーは、チャールス・リバーが採用しているものと同様の「動物の福祉と人道的な取扱いに関する方針」を採用するものとします。この方針は、尊厳をもって動物を取り扱い、動物の取り扱いに関して適用されるすべての法律を厳守することをサプライヤーに義務付けるものです。

贈り物と接待。サプライヤーは、当社のビジネス上の決定に不適切に影響を及ぼす、または不公正な有利を獲得するとみなされ得る贈り物を当社の役員、取締役および社員に提供する、または申し出ることはできません。

報告手段。サプライヤーは、従業員が報復を受けることなく、懸念または違法行為を報告する手段を提供するものとします。サプライヤーは報告を調査し、必要な是正措置を取るものとします。

公正な扱いと人権

サプライヤーには、尊厳と敬意をもって自社の従業員を扱うこと、および以下の原則を守ることが期待されます。

差別の禁止。サプライヤーは、従業員の多様性を推進し、差別や嫌がらせのない職場を提供するものとします。サプライヤーは、性別、人種、肌の色、出身国、家系、国籍、市民権、宗教、信念、年齢、婚姻もしくは家族の状況、性的指向、性別認識もしくは表現、従軍もしくは退役状況、心身障害、遺伝子情報、妊娠、出産もしくは関連する身体状態、または適用法による保護の対象となるその他の特徴にかかわらず、サプライヤーの従業員を公正かつ敬意をもって扱うものとします。

賃金、福利厚生、就業時間。サプライヤーは、適用される賃金および就業時間に関する法律を順守し、適用される法律または規制により義務付けられる最低賃金を遅延なく支払い、法律により義務付けられるすべての福利厚生を提供するものとします。従業員の就業時間は、適用される法律または規制により定められる上限を超えないものとします。

自由意思による雇用。サプライヤーは、http://www.criver.com/files/pdfs/legal/cr_human_trafficking_prohibition.aspxに記載されるチャールス・リバーの「人身売買の禁止に関する声明」の原則、米国連邦規則48巻52条222-50（人身売買の防止）および英国の現代奴隷法の要件に従い、人身売買、性的人身売買、強制労働、奉公契約による労働、非自主的な労働、違法な児童労働のない労働環境を維持するものとします。

児童労働の使用の禁止。サプライヤーは、適用される法律または規制により定義される最低就労年齢の制限、および関連する国際労働機関 (ILO) の基準を順守するものとします。サプライヤーは、危険な作業環境や不必要な身体的リスクにさらされる作業を児童に許可してはなりません。

結社の自由。サプライヤーは、現地法に従い、労働組合および従業員組織に加入する権利、ならびに団体交渉に参加する権利を含む、従業員の結社の自由および団体交渉の権利を尊重するものとします。

安全衛生。

サプライヤーは、サプライヤーが提供する住居を含む、安全で健全な作業環境を提供するものとします。

従業員の保護。サプライヤーは、化学的、生物学的および身体的な危険から従業員を保護するものとします。サプライヤーは、職場における衛生および安全上のリスクを軽減するための、適切な制御、手順および保護措置を提供するものとします。これには、実行可能な場所での換気制御、および適切な個人用保護具とトレーニングが含まれます。適切な個人用保護具とトレーニングは、無償で従業員に提供するものとします。有害物質に関する安全情報は、かかる危険に対して従業員を教育および保護するために、従業員が理解できる言語により提供するものとします。

安全のための手順とシステム。サプライヤーは、適用される国の法律の定めに従い、職業上の怪我と病気を管理、追跡および報告するための手順とシステムを確立するものとします。かかる手順とシステムは、従業員の報告を促して必要な治療を提供し、原因を排除するための是正措置をとることを可能にします。職業関連の怪我と病気のための必要な治療は、無償で従業員に提供するものとします。従業員は、安全性に関する懸念を提起したことにより、懲罰や差別を受けないものとします。

緊急事態の予防、準備、対応。サプライヤーは、職場で起こる可能性のある、あるいは潜在的な緊急事態を特定して評価し、緊急時に備えた計画と対応手順を導入することにより、影響を最小限に留めるものとします。かかる手順には、従業員のトレーニングと訓練、適切な救急用品、火災報知器と消火器、および施設からの出口が含まれます。

環境。

サプライヤーは、環境的に責任のある方法で事業を運営し、環境影響を削減するよう努力するものとします。

持続可能性。サプライヤーは、水や原材料などの天然資源の保護およびエネルギーの消費削減を含む、持続可能な商慣行の確立に努めるものとします。サプライヤーは、該当する場合、生産および施設のプロセスに適切な手段または技術を導入することにより、固形・有害廃棄物、廃水および排ガスの削減または排除に努めるものとします。サプライヤーは、かかる資源のリサイクルまたは再利用に努めるものとします。サプライヤーは、エネルギーの使用と温室ガスの排出を削減するために、持続可能な製品とプロセスを開発することが奨励されます。

廃棄物管理。サプライヤーは、該当する場合、廃棄物、排ガスおよび廃水の安全な取り扱い、移動、保管、廃棄、リサイクル、再利用および管理を徹底させるためのシステムを導入するものとします。

リスク管理。サプライヤーは、事故による環境への漏れや放出を防止および軽減するためのシステムを導入するものとします。

環境上の許可および報告。サプライヤーは、義務付けられている環境上の許可、ライセンスおよび登録を取得してそれらを有効な状態に維持し、かかる許可に伴う報告義務と営業条件のすべてに従うものとします。

管理システム。

サプライヤーには、適用される法律および本「サプライヤー行動規範」への順守を促進するための、以下を含む管理システムを導入することが期待されます。

コミットメントと継続的な改善。サプライヤーは、社会的および環境的責任に関する声明または方針を採用し、適切なリソースを割り当てることにより、本規範の原則へのコミットメントを示すものとします。サプライヤーには、パフォーマンス目標の設定や導入計画の実施といった措置を講じることにより、持続可能性におけるパフォーマンスを継続して改善することが期待されます。

リスクの軽減。サプライヤーは、本規範および適用される法的要件で言及された領域におけるリスクを特定し管理する方法を実行するものとします。サプライヤーは、災害時の事業の中断を最小限に留め、事業を継続できるよう、事業継続計画を導入するものとします。

監査、査定、および是正・予防措置。サプライヤーは、定期的な自己評価を行い、適用される法律と規制および本規範に記載される原則のコンプライアンスを確認するものとします。サプライヤーは、内部または外部監査、査定または調査により特定された欠陥を滞りなく是正するプロセスを備えておくものとします。サプライヤーは、予防措置ととられた是正措置の効果を評価するためのプロセスを特定するものとします。サプライヤーは、チャールス・リバーがサプライヤーの運営状況および帳簿と記録の適切性を監査し、サプライヤーが弊社のビジネス要件を十分に満たす能力があるかどうかを査定するためのアクセスを、チャールス・リバーに許可するものとします。

記録。サプライヤーは、適用される法的要件と本規範に記載される原則への準拠を示すために、適切な文書を保持するものとします。

サプライチェーン。サプライヤーは、本規範に記載される原則についてサプライチェーンに伝達し、適用される法律とこれらの原則へのサプライチェーンの準拠を定期的に評価するものとします。

トレーニングとコミュニケーション。サプライヤーは、本規範に記載される原則についての情報を従業員が受け取り、これらの原則を理解するよう徹底するためのプログラムを確立するものとします。サプライヤーは、責任に関する自社の慣行とパフォーマンスについての明確で正確な情報を、公的に伝達することが奨励されます。

サプライヤーには、本規範の不順守が発覚した場合にそれを速やかに正すための必要な是正措置をとることが期待されます。サプライヤーの従業員または契約業者は、本規範違反の疑いについて、当社のコンプライアンスおよび倫理ヘルプライン（1-866-294-3699）まで電話するか、10か国語および匿名希望対応の<http://helpline.criver.com>にアクセスすることにより、報告することができます。当社は、本規範を順守する意志がない、または順守することができないサプライヤーとの取引関係を終了する権利を有します。